

一般社団法人日本エネルギー学会 会員規程

昭和 48 年 4 月 12 日改訂
平成 4 年 1 月 1 日改訂
平成 20 年 1 月 24 日改訂
平成 22 年 6 月 25 日改訂
平成 22 年 10 月 28 日改訂

(総則)

第 1 条 本会の会員に関する規程については、定款の定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(会員の種別)

第 2 条 本規程における会員とは、定款の定めるところにより、正会員、維持会員、賛助会員及び名誉会員とする。

2. 正会員のうち学生であるものを学生会員、満 65 歳以上であるものをシニア会員とする。

(入会の申込)

第 3 条 本会の正会員、維持会員又は賛助会員になろうとするものは、定款第 6 条の定めるところにより、別途「会員の入会等届出要領」に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第 4 条 前条の入会申込書の記載事項について、会員の種別、住所、維持会員の等級、社名、代表者名など記載事項に変更を生じた場合は、定款第 6 条の定めるところにより、別途「会員の入会等届出要領」に定める変更届を遅滞なく本会に届けなければならない。

(会費)

第 5 条 会員は、定款第 7 条の定めるところにより、会費として毎年以下に定める種別の年額を原則前納するものとする。

正会員 年額 8,400 円

ただし正会員のうち学生会員及びシニア会員は年額 4,200 円とする。

維持会員 1 級 年額 800,000 円

2 級 年額 550,000 円

3 級 年額 400,000 円

4 級 年額 250,000 円

5 級 年額 100,000 円

賛助会員 年額 1 口 20,000 円(口数は制限しない)

名誉会員 年会費を免除する

- 2. 会費の変更は、定款第 7 条の定めるところにより、総会の承認を得なければならない。
 - 3. 海外在住の会員については上記年額に送付に要する経費を加算するものとする。
 - 4. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第 6 条 正会員がその年度の 7 月から 12 月の間に入会した場合は、希望により年額の半額とすることができる。
- 2. 新たに入会した維持会員及び賛助会員のその年度の会費は、入会の月に拘わらず年額全額とする。
- 第 7 条 会費の納入が 6 ヶ月以上おくれた会員に対しては、会誌「日本エネルギー学会誌」の送付を停止することができる。
- 2. 定款第 8 条の規定に従い、会費を納入せず督促後なお会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなす。

(会費納入義務の免除)

- 第 8 条 本会に特別の功労があった正会員に対しては、理事会の議決を経て、会費納入の義務を免除することができる。

(退会)

- 第 9 条 正会員、維持会員又は賛助会員が本会を退会しようとするときは、定款第 8 条の定めるところにより、別途「会員の入会等届出要領」に定める退会届を会長に提出しなければならない。
- 2. 退会にあたり、会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。

(権利)

- 第 10 条 正会員及び維持会員(維持会員にあつては会員代表者)は、定款の定めるところにより、理事および監事の選挙権および被選挙権を有する。
- 第 11 条 正会員及び維持会員(維持会員にあつては会員代表者)は、定款の定めるところにより、総会に議案を提出することができる。
- 第 12 条 正会員は、別に定められた「会誌刊行・投稿規程」に従って、報文その他を会誌に投稿することができる。
- 第 13 条 正会員及び維持会員は、本会の主催する研究発表会、講演会などに、研究を発表し、講演することができる。
- 第 14 条 会員は、本会の主催する講演会、研究発表会、討論会、講習会および見学会などの行事に会員価格で参加することができる。また本会の有する図書の閲覧をすることができる。
- 2. 維持会員は、会費を要する講演会などについては、等級に応じた人員を正会員と同様に会員価格で出席させることができる。

維持会員	1 級	5 名以内
	2 級	4 名以内
	3 級	3 名以内
	4 級	2 名以内
	5 級	1 名

3. 賛助会員は、会費を要する講習会などには、口数に拘わらず1名を正会員と同様に会員価格で出席させることができる。
4. 会費の長期滞納者に対しては1～3項の会員価格の適用を認めない。

第15条 正会員は、会誌「日本エネルギー学会誌」の配布を受ける。

2. 維持会員には、等級に応じて、会誌「日本エネルギー学会誌」を配布する。

維持会員	1級	6部
	2級	5部
	3級	4部
	4級	3部
	5級	2部

3. 賛助会員は、口数に応じて会誌「日本エネルギー学会誌」の配布を受ける。
4. 名誉会員は、会誌「日本エネルギー学会誌」の配布を受ける。

(会員譲渡の禁止)

第16条 会員として有する権利を名義変更などにより第三者に譲渡することはできないものとする。

(機密保持)

第17条 会員は本会の活動に際して知り得た機密情報について、他人に開示し、漏らし、又は自己もしくは第三者の利益のために利用してはならない。退会した後も同様とする。

(雑則)

第18条 本規程の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附則

本規程の改訂は平成23年1月1日より実施する。